平成２３年（フ）第１０１号
長崎県大村市小路口町170番地１、前住所長崎県島原市新山四丁目9033番地
債務者　梅崎こと　梅﨑　眞良
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
長崎県大村市東本町61番地武部ハイツ203号、旧住所長崎県大村市協和町789番地11
債務者　松﨑　照一
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
山口県周南市野上町２丁目37番地藤商野上ビル202号
債務者　佐伯　敏昭
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第９３号
山口県光市中央５丁目４番17号コートピア中央101
債務者　藤原　正雄
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第９５号
山口県周南市花陽１丁目１番４号
債務者　西田　　弘
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第９６号
山口県周南市花陽１丁目１番４号
債務者　西田美惠子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１０５号
山口県周南市福川３丁目18番５号
債務者　吉兼　由記
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１００号
香川県綾歌郡宇多津町浜七番丁98番地４　エステイト西山Ｆ－２
債務者　中村　秀孝
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１６７０号
名古屋市西区幅下１丁目10番23号　ビラ六句３Ｂ号
債務者　鯉江抄千代
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７８６号
名古屋市天白区植田１丁目1402番地　メゾンサダーム105号
債務者　奥村　和正
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８４号
兵庫県相生市佐方３丁目４番６号
債務者　高山　妙子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２４２号
沖縄県糸満市字兼城340番地県営住宅浜川団地１号棟107号
債務者　當間ゆかり
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３１０号
沖縄県南城市佐敷字新里406番地１
債務者　津波　　悟
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５７号
宮城県東松島市矢本字四反走168－１、住民票上の住所宮城県石巻市門脇町３丁目９番23号
債務者　吉岡　明美
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
宮城県石巻市東福田字沢向81番地
債務者　山口　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第４２５号
仙台市青葉区折立２丁目７番20―215号
債務者　石井　　歩
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５５２号
仙台市泉区大沢３丁目５番地５　ユニットケア泉、住民票上の住所宮城県黒川郡富谷町成田６丁目７番地12
債務者　工藤　信一
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係